

知多北部広域連合 介護保険事業計画 第9期

計画期間：令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

令和6年（2024年）3月

知多北部広域連合

（東海市・大府市・知多市・東浦町）

目次

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
第2章 高齢者を取り巻く環境.....	7
1 高齢者の現状と推計	7
2 要介護（要支援）認定者の現状と推計	16
3 認知症高齢者の状況と推計	21
4 令和4年度（2022年度）「健康とくらしの調査」からみる関係市町の状況..	22
5 日常生活圏域	23
第3章 介護保険サービスの現状.....	39
1 給付実績の推移	39
2 介護サービス事業の状況	40
3 介護予防・介護サービス提供基盤の状況	43
4 高齢者の住まいを取り巻く環境	45
5 待機者調査の結果	46
6 在宅介護実態調査の結果	49
7 介護人材調査の結果	54
第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために.....	57
1 地域包括ケアシステムの実現に向けて	57
(1) 基本理念	57
(2) 推進体制	58
2 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進.....	59
(1) 総合的な自立支援・介護予防・重度化防止の推進	60
(2) 身近な地域における介護予防の推進	63
(3) 専門職種等を活用した介護予防機能の強化	64
(4) 介護予防の効果的・効率的な取り組み	64
3 基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり.....	65
(1) 高齢者相談支援センターの体制強化	65
(2) 在宅医療と介護連携の推進	67
(3) 認知症施策の推進	68
(4) 日常生活を支援する基盤整備	71
(5) 家族介護者への支援	72

4	基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供.....	73
	(1) 介護サービス基盤の整備.....	73
	(2) 業務の効率化.....	78
	(3) 介護人材の確保・定着と資質の向上.....	79
	(4) 給付適正化.....	81
	(5) 高齢者の住まいと暮らしの安定的な支援.....	84
	(6) 災害・感染症への備え.....	84
	(7) 介護保険料及び利用者負担の減免制度.....	85
	(8) マイナンバー制度の活用.....	85
	第5章 介護サービスの見込みと保険料.....	89
	1 サービス別見込量.....	89
	(1) 居宅サービス.....	89
	(2) 地域密着型サービス.....	93
	(3) 施設・居住系サービス.....	95
	(4) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	97
	2 介護保険料の設定.....	98
	(1) 介護保険料設定の考え方.....	98
	(2) 介護サービスに要する費用の見込み.....	99
	(3) 標準給付費、地域支援事業費等の見込み.....	101
	(4) 費用負担の概要.....	103
	(5) 所得段階別保険料率の設定.....	104
	(6) 第1号被保険者の所得段階別見込み.....	106
	(7) 保険料基準額の算出.....	107
	(8) 所得段階別保険料.....	108
	第6章 計画の推進.....	111
	1 計画の推進体制.....	111
	2 計画の進行管理.....	111
	3 計画の見直し.....	111
	資料編.....	115
	1 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱.....	115
	2 委員名簿.....	117
	3 用語解説.....	119

第1章

介護保険事業
計画の基本的
な考え方

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化が進んでおり、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は29.0%で過去最高となっています。

令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上の後期高齢者となり、高齢化がさらに加速するとともに、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、高齢者人口がピークを迎えると見込まれ、超高齢化と人口減少による経済の停滞など、将来の生活への不安が増大しています。

さらには、一人暮らし高齢者世帯の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりが希薄化していると言われており、地域において高齢者を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。

また、支援が必要な人の増加・介護ニーズの多様化、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕著化することが予想され、これらの問題にも早急に対応していくことが求められます。

介護保険制度は、平成12年（2000年）に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、広く定着しましたが、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用の増大が続いており、介護保険運営における厳しさが年々増しているという現状にあります。

こうした状況の中で、国においては、医療と介護の連携を推進するとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指しています。その実現に向け、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に確保される体制を構築する「地域包括ケアシステム」が深化・推進されています。また、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）を構成する東海市・大府市・知多市・東浦町（以下「関係市町」という。）で進められている重層的支援体制整備事業により多機関と連携することで、包括的支援体制を推進します。

広域連合では、令和2年度（2020年度）に「第8期介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムのさらなる充実、現役世代が急減する令和22年（2040年）を念頭に置き事業を進めてきました。「第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）においても、引き続き地域包括ケアシステムを推進し、持続可能な制度運営ができるように、関係市町の地域資源を活かし、3市1町の連携のもと、高齢者が安心して生活を営めるよう事業を実施していくための指針として本計画を策定しました。

2 計画の位置付けと期間

この事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定します。

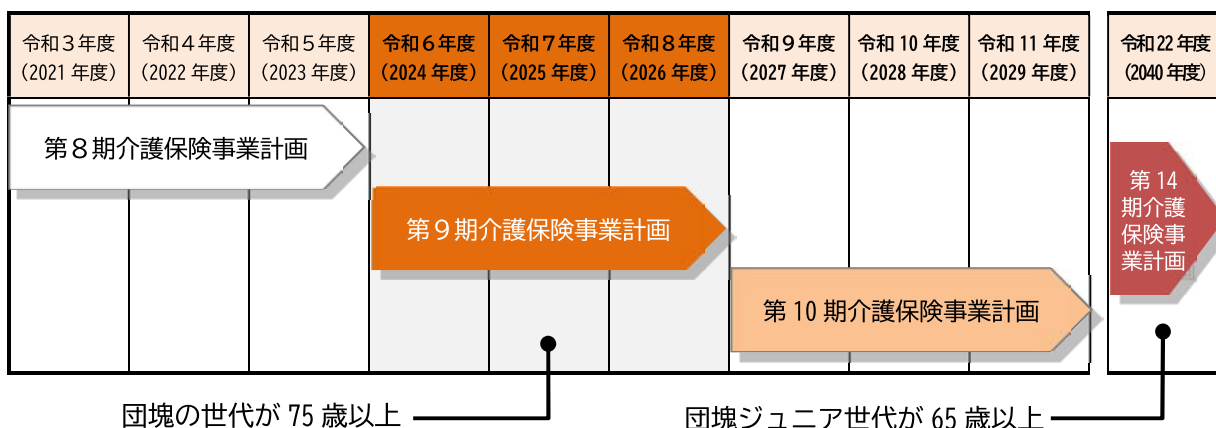
介護保険法に基づく、国の施策の方向性を踏まえ、これまでの事業の見直しや新たな視点で、広域連合における福祉・介護サービスの目標数値（サービス必要量の見込み）及びその実現に向けての基本方針を明らかにし、介護保険施策を総合的に推進します。

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度（2040年度）までの中長期的なサービス給付を推計して記載します。

また、関係市町が定める地域福祉計画等を始めとする各種計画と連携、調和を図りながら事業を進めていきます。

事業計画の期間



3 計画の策定体制

(1) 策定方法

介護保険計画は、介護保険法第117条に基づき、保険者である広域連合が策定します。また、本計画では老人福祉法第20条の8に基づき、関係市町が策定する老人福祉計画との整合性を保つものとし、このため、広域連合と関係市町とが基本的な方向性の統一を図り、相互に連携し、取り組めるよう、関係市町との会議を定期的開催しています。

また、この事業計画の策定にあたっては、愛知県の施設整備等に関する広域調整との整合性を図るため、愛知県の関係部局との協議を行うとともに、意見公募の機会を設け広く住民の意見を取り入れるよう努めました。

(2) 事業計画策定への住民参加

事業計画の対象となる高齢者等から介護保険サービスの利用状況や今後の施策ニーズ、高齢者福祉に対する意識などを探り、計画策定にあたっての基礎資料としました。

この事業計画の策定には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められていることから、介護保険事業計画推進委員会において計画策定の協議を行いました。また、被保険者や老人クラブの代表者、民生委員・児童委員の代表者などを委員として委嘱し、積極的に住民の意見を反映させました。

介護保険事業計画推進委員会委員24名の構成は、次のとおりです。

医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者	4名
保健及び福祉団体を代表する者	4名
介護保険の被保険者を代表する者（公募委員）	4名
介護保険サービス提供者を代表する者	7名
識見を有する者	3名
その他広域連合長が特に必要と認める者	2名

(3) 住民への周知

介護保険事業計画推進委員会の開催にあたっては、会議を公開し、住民等に対して広く傍聴の機会を提供するとともに、会議資料及び議事録については、関係市町及び広域連合の窓口での閲覧並びに広域連合のホームページに掲載するなど、事業計画の見直し作業の状況を公開しています。

また、事業計画書を広域連合のホームページに掲載するとともに、事業計画書の概要版を作成し、さらに関係市町の広報等により周知を図っています。

